

国家戦略特区ワーキンググループ「集中ヒアリング」（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成 25 年 5 月 28 日（火） 18:15～18:55
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- | | | |
|----|-------|--|
| 座長 | 八田 達夫 | 大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 秋山 咲恵 | 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長 |
| 委員 | 工藤 和美 | シーラカンス K & H 株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授 |
| 委員 | 坂村 健 | 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|----------------|
| 奥原 正明 | 農林水産省経営局長 |
| 渡邊 毅 | 農林水産省経営局農地政策課長 |

<事務局>

- | | |
|-------|----------------------|
| 加藤 利男 | 内閣官房地域活性化統合事務局長 |
| 枝広 直幹 | 内閣官房地域活性化統合事務局事務局長代理 |
| 藤原 豊 | 内閣官房地域活性化統合事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農地流動化のための農業委員会の関与廃止等
- 3 閉会

○八田座長 「農地流動化のための農業委員会の関与廃止等」の提案趣旨を御説明したい。

農業委員会が農地の取引に関して承認する位置付けが農地法でなされていることは理解している。

しかし、農業委員会に関しては、選挙権も被選挙権も利害関係者である農家にだけある。人によっては、これは農地転用委員会だと言う。多くの委員が自分も転用するときも認めてもらおうと思っているから、他の人の転用もあっさり認める傾向があるとよく言われている。転用とか取引についての許可に関する機能は、ゾーニングに類するようなものなので、こういうものを中立的な機関がチェックする必要があるのではないかと思う。これに

関しては以前、規制改革会議でも農業委員会における中立委員の増加を要望し、閣議決定した事項であるが、それがどういうふうになつているかということも伺いたい。

国家戦略特区では、例えば、農業委員会の機能を県が設置して、かなり中立的なものにすることができるならば、その地区には税制のインセンティブを与えるとといったような組み合わせもできる。したがって、ただ無理やりどこかから既得権を引っ張り出すというのではなく、ギブ・アンド・テイクの提案ができる余地があると思う。農業委員会の中立性を高める措置についての現状を御説明いただきたい。

○奥原局長 農業委員会というのは農業委員会等に関する法律という法律があり、これに基づいて作られた市町村の独立行政委員会である。戦後の民主化の一環として出来た独立行政委員会で、ここの委員の方は農家が選挙でもって選ぶ、公職選挙法が準用される形になっており、そのように委員会が出来ている。全国ほとんどの市町村にこの委員会が置かれており、委員の方は一つの委員会に大体21人程度だが、農家の方なので当然非常勤でこの仕事をされている。月に3万円程の報酬となっている。市町村に事務局があるが、この仕事の中身については平成21年の農地法改正でかなり変えている。従来は、個別の申請を前提とする受け身の仕事だけであった。農地の権利移動について許可をする。それから、転用については許可するのは県知事であるが、この県知事に対して市町村の農業委員会が意見具申をするといった受け身の仕事を中心にやってきた。平成21年に農地法を改正したときに、農業委員会については抜本的な仕事の追加をしており、地域全体として農地の利用集積、耕作放棄地の解消に積極的に関与する能動的な仕事をやってくれということで法改正をしている。

配布資料の1ページ目にいくつか書いてあるが、一つは、市町村であるから管内の農地の利用状況をちゃんと調べて、耕作放棄地になっているところをきちんと確認する。その上で、耕作放棄地を持っている所有者に対し、きちんと自分で耕作をするか、人に貸すか対応してくれという指導・勧告をするといった仕事加わっている。

三つ目の黒ポツについては、平成24年度から我々が力を入れてやっていることだが、農家の高齢化が相当進んでおり、耕作放棄地も増えているということで、人と農地の問題がない集落というのはほとんどないような状況である。これを解決するためには、地域の関係者が徹底して話し合っただけで展望を開いていくしかないということで、農家が話し合っただけでこの地域の5年先、10年先の中心となる経営体は一体どこなのかを明確にし、そこに農地を集めていくという合意形成をする、「人・農地プラン」の作成を推進しているが、これにも積極的に関与することを求めている。

※印のところについては、これまでも農業委員会の仕事については、色々な御指摘があり、仕事が恣意的であるとか、不透明だとか言われており、それらについての改善策を講じてきている。現在はほぼ全ての農業委員会が次のような取組をしている。一つは、審議の過程をきちんと記録をし、この議事録を公開する。これによって、どんな議論がされているかをみんなの目に見える形にする。これで恣意的な運営を防ぐということである。ま

た、許可のときのポイントや、申請に必要な書類、記載のマニュアル等を作って公開をする。さらに、委員会の活動の目標と達成状況を公開するといった工夫をしているところである。

次のページは先ほど少し申し上げた、今、相当力を入れている「人・農地プラン」についてだが、地域の農家の方にも徹底して話し合っただき、これからその地域の中心となる経営体がどこなのか。これは個人で大規模な方もおり、法人経営もこの10年で2倍になっている。法人経営の中には企業も当然入る。それから、集落営農もあるが、こういったところのどこがこれからの中心経営体なのかということをしちんと決め、そこに順次農地を集めていく。高齢な方は自分の体が動かなくなったら人に預けることになるため、そのときは誰に預けるかということをしちんと話し合っただき、決めていこうと、こういったことを進めている。

このプランの作成主体は基本的に市町村となっているが、地域の関係機関が連携して取り組むことにしており、4番のところに書いてあるが、そこに農業委員会も当然協力をして色々な仕事を進めている。この「人・農地プラン」の話は3番に書いてあるが、一度プランを作っておしまいでなく、1年たてば皆さん1才歳を取ることも確実であるため、毎年しちんと話し合っただき、段々いいものにしちんと進めているところである。

3ページ、これも農業委員会がやっている非常に重要な仕事であるが、農地の基本台帳を整備することをやっており、左側にあるが、所有者が誰で、借りている人が誰であるかということをしちんと管理する。それから、四つ目については、特にこの賃貸借をしている場合にその状況がどうなっているか、期間がどうなっていて賃借料がどうであるかとか、遊休農地、耕作放棄地になっていないかどうかというチェックをする。こういったことをしちんと記録した台帳を作り、これを手書きではなく電算処理でできるシステムが既に9割の農業委員会で導入されている。

さらに、もう一つ右側に行くと、農地の地図情報システムまで入れるということになると、色々使い勝手のいいものができてくる。例えば、色付きの地図だと、耕作者ごとに誰がどの圃場でやっているかということが明確になる。色で1人の人の圃場がどれだけ分散しているかということが分かる。現在、大規模にやっている、例えば20ヘクタールやっている方でも、圃場の数は40枚、50枚に分かれているのが普通であり、非常に分散しているので、これをまとめていくためにはどうしたらいいかということが、この地図を見れば、一目で分かる。

次のページについては、これも例えばであるが、75歳以上の人がやっている農地がどこにあるかということも地図上に一目で出てくる。ここについては、この方の農地をしちんとしちんと預けていくかということをしちんと議論することができるようになり、農地の集約化という面でものすごく効果がある。

次のページは、賃貸借、利用権の終期がいつ来るか。赤いところはその年のうちに来る。

黄色いところは1年後とか、これがきちんと色が付いて出てくれば、すぐ期が来るところから順次交渉して、担い手のところに農地を集めていくことができるようになる。これはこれからもきちんと整備していかなければいけないし、活用していかなければいけない。

8ページについては、最近、農業を成長産業にしていくということで、産業競争力会議で農林水産大臣からもプレゼンテーションしているが、この資料は、5月17日に総理が成長戦略の第2段でプレゼンをされたときに使っている資料である。法改正を行い、こういった農地の集積、あるいは集約化のスキームを現在作ろうと準備を進めている。県段階に農地の中間管理機構、これは農地の中間受皿ということで、総理は農地集積バンクという言葉が使われたが、これを県段階にきちんと整備をして、出し手となる所有者から土地を借りて、受け手は法人経営であったり、大規模な家族経営だったり、企業だったりするが、ここに対してできるだけ使いやすい形で農地を貸していくというスキームを整備しようということである。

そのときに、基本的にある地域のほとんどの所有者の方から、中間管理機構がまとめて農地を借り受けるという形にうまく持っていきたいと思っている。地域内農地の相当部分の利用権をここが持ち、所有権ではないが、準公有状態をここが作り出す。その上で、今の圃場の区画が非常に小さいものが多く、30aの区画が結構多いのだが、それを三つ並べて、あぜを取れば1haの大きな区画になるため、そういった大区画化のような整備を所有者の負担は求めずに、個々の中間管理機構が所有者の負担を肩代わりする形で事業をやって、生産性の高い圃場に変えていく。そういった農地を担い手の法人経営とか企業経営とか、こういったところの規模拡大、それから、担い手ごとの農地の集約化に配慮して貸付けをするということである。

次に、農地の集約のイメージ図が付いているが、黄色いところは1人の方が分散した圃場でもって経営しているということを示している。1枚の圃場が30a区画のように小さいが、これを中間受皿がまとめて借りて、もう一回再編成する形で、黄色いところはCさんであるが、ここにまとまった形で貸してあげれば、生産性が上がりコストも相当下がるので、こういうことをやっていこうという発想である。言ってみれば、準公有状態を作り出して、利用権を再配分する。これは何回か繰り返さないと理想的な姿にならないと思っているが、こういうことをこの受皿でやっていこうと思っている。

このときに、市町村とか民間企業にもどんどん業務委託をし、地域の関係者の総力を挙げてこの農地の集積・集約化、あるいは耕作放棄地の解消を図る、こういったことを進めようと考えている。特に、中間管理機構から受け手に対して農地を貸し付ける場合、このときの手続はできるだけ簡素化をしたいと我々は考えている。特に中間管理機構は公的なセクターということになるので、このケースについては、基本的に農業委員会の権利移動の許可をできるだけなくす方向で、制度の設計を検討していきたいと思っている。

○八田座長 今の最後の御説明のところは、農業委員会の関与をここではあまりなくすということだが、その理由は何か。

○奥原局長 簡素化するということである。

○八田座長 農業委員会が権利の移転に関して関与することの理由は元々どういうことなのか。

○奥原局長 それは基本的には農業委員会が出来たのは、戦後の農地解放をきちんと維持するという目的である。農地解放が良かったかどうかという問題はある。あの結果として1 haで所有している小さい農家をつくり出したことが、今の農業の構造問題につながっており、問題はあるのだが、その戦後民主化の一環としての農地の解放、この結果を維持するというのがある意味、農業委員会の目的だった。したがって、農地がきちんと農業用に使われることをみんなでチェックをしていく仕掛けとして、自分たちで選んだ人を農業委員にしてやっていくという仕掛けを作ってきたということである。

○八田座長 そうすると、農地として使われる限り所有権や耕作権の移転に関しては、農業委員会は関与しなくてもいいということになる。

○奥原局長 全く関与しないという用語があるかもしれないが、先ほどの地図情報とか、使えるところはどんどん使っていく。農業委員会でやっている色々なノウハウもこのスキームの中では、委託のような形で色々生かさせていただくが、最後のところで受け手に対して貸し付けるところで、もう一回農業委員会の許可を取れということをやれば、時間がかかるだけであるから、ノウハウはうまく生かしながら、できるだけ手続は簡素化するというので、これは法制局とまだ終わっているわけではないが、できるだけその手続は簡素化するようにしたいと思っている。

○八田座長 ということは、最後の段階でそれができる理由というのは、基本的には農地として使われることがはっきりしているからということか。

○奥原局長 そういうことである。農地中間管理機構は基本的には県の第3セクターのようなイメージであり、そういうところであれば、きちんとした判断を当然することになるので、複雑な関与は要らないと思う。

○八田座長 そうすると、実際問題、農地として使えるという判断をしたのは、この場合、一種の第3セクターだが、これは農民から選挙で選ばれた人ではなく、県がアポイントした委員会と考えてよろしいか。

○奥原局長 県の第3セクターである。

○原委員 今の中間的受皿の新しい取組について理解したが、こちらから提案したような農業委員会による関与を外していくことについて、今、御説明のあったような農地として利用されることが確保されれば、農業委員会は必ずしもこういった取引についての関与をしていなくてもいいのではないかとということであるとすれば、おそらく今、提案したような制度というのが、別に特区に限らず、本来的には全国的にも利害関係者を含まない第三者委員会によって農地保全を検査さえすれば、農業委員会の関与が必要なくなる可能性もあるのではないか。

○奥原局長 基本的には県の中間管理機構、これは全ての県できちんと整備をしてやって

いることになるので、どこかの特区ということではなく、全国的にこういうことになる。

ただ、全ての農地がここの中間管理機構に対し貸し付けられるかということ、その点は強制ではないため、ここの受皿に乗ってこないものの中にはあるかもしれない。そのときに、今までの農業委員会の話が全く要らないかと言うと、そういう話にはすぐにはならない。農業委員会の在り方について、これから色々考えていかなければいけないところはもちろんあると思っているが、まずは、我々この法律制度を次の臨時国会に出し、きちんと動かすようなことをやっていくのが、農業の構造改革、競争力の強化の上では非常に重要なことだと思っている。

○八田座長 今の集積バンクに一度地主が貸して、そこから又貸しのときに自由になる。それを直接貸す場合でも、この集積バンクが一種の認定の機能を持って、これは大丈夫ですというお墨付きを農業委員会に出せる。そういう仕組みにはできないか。

○奥原局長 県内全体のことをここが全部個々に判断というのは、なかなか実際には難しいと思う。今、この農業委員会は市町村段階に置かれている。場合によっては、市町村の中にいくつかに分かれている。

○八田座長 そこで利害関係の当事者でもって、不透明なことが行われているのではないか。

○奥原局長 農業委員会の判断も、自分の案件のときは決定に関わらないようになっていく。

○八田座長 それはそうだが、お互いのギブ・アンド・テイクがあるわけで、そこが不透明性の原因になっているのではないか。一般的な話で言えば、先ほどの地理情報は市町村でやればいい話であり、農家の選挙により選ばれた人がやる必要は何もないことだと思う。それから、事業には予見性が必要だから、参入を許可する明確な基準があって、その基準に合格するなら新規参入者は入ってこられるという仕組みが必要だと思う。もし、これが農地以外のものに転用されるのが怖いならば、それはないということを確認する仕組みを第三者の委員会で作るべきだと思う。

私は、規制改革会議を前にやっていたとき、農業委員会に農業関係者以外の第三者を入れていくことについて検討を約束していただいたと思うのだが、いかがか。

○奥原局長 今でも選挙で選ぶ農家の代表の方だけではなくて、これは専任という形で選ばれる方もおり、その中には学識経験者の方も当然入っている。

○八田座長 規制改革会議のときの閣議決定された内容について、その後の発展はどうか。

○奥原局長 基本的に実施してきているからこういう形となっている。

○八田座長 その状況を御説明いただければと思う。

○渡邊課長 それについては、現場の状況をよく確認した上でやることになっているので、アンケート調査を今年行っている。

○八田座長 まず、元々の閣議決定はいつだったのか。

○渡邊課長 平成22年6月であり、そのときに、農業委員会がより一層農地の保全に資す

る客観的、中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに係る対応の在り方についての検討に早急に着手し、結論を得るということで、平成23年度中検討開始ということ、現場の実態を踏まえてやるということになっていた。これについては、農業委員会に対してどう地域の人たちが見ているかというアンケート調査を行った。

平成23年度から調査をして、今年2月に公表しているが、その中では、農業委員会については農業者以外の意見も聞くべきだという人たちがかなりの数、これは農業者の方で言うと50%ぐらいを占めており、合理化法人とか県の出先の人たちも50%以上の人たちは、農業分野以外の意見を反映させるべきだということなのだが、意見を反映させる立場としては、どういう意見が出てきたかと言うと、構成員ではないけれども、何らかの立場、オブザーバーみたいなもので意見を反映させるべきだというのが、7割方そういう意見が出てきているという調査結果があり、それを踏まえて今後どうするかということである。

○八田座長 これはやはり利害関係者にやらせるべきことではなく、土地利用の観点からやるべきことだろうと思う。第三者に委託することについては、国の政策として進めているのではないか。

○渡邊課長 まず、農業委員会の管轄区域は平均で2,600haであり、非常に広域である。広域なところについて、しかも選挙で選ばれた委員の方々が判断をするということなので、利害関係というのはどういう意味なのかということなのだが、単に農業者であるということと利害関係者ということにはならないと思われる。

○八田座長 典型的には農業委員会は何人ぐらいのメンバーか。

○奥原局長 21人である。

○八田座長 そうすると、お互いに顔を知っているのか。

○奥原局長 農業委員会の問題点として何が言われているかと言うと、我々が認識をしているのは、兼業農家のような方が結構農業委員になっているという、むしろそちらが問題だと思っている。中には農協との関係が強くて、新しい土地が出てきて、これを誰かに貸すというときに農協との関係が深い人には貸すのだけれども、そうでない人には貸さないとかいうのが一番困る。地域の中で大きくやっている法人経営だとか、もっと効率を上げてやっていけるようなところにうまく土地が流れていけばいいわけである。そのためには、第三者というよりも、むしろ地域の中で大きい経営の方々が、きちんところの代表になってきて意見が言えるような形にしていくことが望ましい。我々はそう思っている。

○八田座長 大きい経営者がいない場合はどのようにするのか。

○奥原局長 現在は大体いる。それが全部の地域はできないにしても、できなければ企業を入れていけばいい。そういう判断をしていけばいいし、そういうことをやっている農業委員会もあって、企業をどんどん他のところから連れてくるということも出てきている。

○八田座長 私有財産というのは処分が原則として自由であり、公共の福祉に反する場合にのみ自由は制限を受け得る。例えば、他の人に迷惑をかける場合には、それは外部不経

済だから何らかの規制を受ける。しかし、財産処分への介入を自分たちの仲間うちの利権のためにできるようにすると、独占の弊害が現れる。

○奥原局長 それは新規参入させないという運営しているとの考えか。

○八田座長 実際はそうだろう。

○奥原局長 そういうところがそんなに多いとは思えない。

○八田座長 要するに、人の財産の処分に対して農地で使うにもかかわらず、公共の福祉に反するという公的な観点以外の観点から利害関係者が、しかも21人のグループで何かを言えるというのはまずいだろうというのは、規制改革会議の閣議決定の精神だと思う。そのこの動機だと思う。

○奥原局長 動機にあるのかもしれないが、そこまで明確に言われているわけではないと思う。

○秋山委員 今の話に少し関連して、一つは質問だが、農業委員会は歴史が古くて、元々の経緯と、その中でも色々な前向きな取組をずっとされてきたということは理解できた。

その話を聞いて、今の議論も含めてだが、今度新しく中間管理機構というものを都道府県単位で作って、とにかく農地の集約化、それも物理的に1か所に集約しなければ、農業の生産性の向上、産業としての競争力の強化ができないというところが一つの大きな目標なわけである。

そうであれば、もちろん農業委員会の存在意義はあると思うが、ある意味これまで農業委員会が担ってきた機能を新しい中間管理機構に集約することは、最初は実質は業務委託の形になると思うが、例えば、ある程度の年限を区切ってそこに集約していくという考え方が取れないかどうかというのが、まず一つ目の質問である。

あと、もう一つ、今の議論についての資料の最後のページに、これはどういうメッセージかなと思ったのだが、農業委員会に女性の農業委員が増えているという資料が付いており、私はこの中に実際に存じ上げている方がいらっしゃって、この方は若手の女性経営者で農業ベンチャーをおやりになられている方である。この方からたまたま伺った話であり、その一つの例をもって全体を語ることはできないと思うが、東京大学の農学部を出られて海外での勉強と仕事の経験もあって、話をしてもとても合理的な考え方、判断ができる方をもって、自分のところでやっている耕作地のほんの一部に加工場を造って、農業の6次産業化を自らチャレンジしていこうと、そのためには、自分が持っている土地のほんの小さな一部分を用途変更したい。これを農業委員会にかけたいのだけれども、自分が持っているところについては言いにくい。彼女をしてそういうことを言わせる雰囲気がある農業委員会って一体どういうところだろうというのが、私の大きな疑問点である。もちろんそれで全部とは言えないが、ただ、実際に事実としてそういうことがあるということから考えると、ある意味、時代が変わって、少し器を新しいものに変えていく、役割を新しいものに移し替えていくことが必要なのではないかと思う。その一つの突破口もしくは実験場として、今回の国家戦略特区を使うということはどうか。

○奥原局長 まず、組織の集約化と言うか、そういう話だったと思うが、御指摘があったように、とりあえず中間受皿を作って、ここが業務委託の形で色んなところに仕事は頼むから、うまく使える農業委員会であれば、委託先になって仕事をさせていただくことになる。使えないところには委託もしないことになると思う。現在、農業関係の関連組織が県段階、市町村段階に色々あるが、そういうものをできるだけ一本化していく。連携してまとまった仕事ができる体系を作っていくための一つの布石にしたいという思いもあって、今度のスキームを我々は考えている。委員が言われていることと、方向としては大体同じことではないかと思う。

それから、女性の委員の話だが、なぜこの資料に付けているかということであるが、昨日も女性の農業委員との意見交換会をやっていたのだが、できるだけ女性の方に農業界の色々などところに出て行ってほしいと思っている。男性は世の中のしがらみに捉われていて、今までこうだからこういうふうにするものだと思っている人が実は結構多い。これが女性になると、一から物事を考えて、こうやったほうが地域のためになるのだからやろうということを積極的に言われる方が多くいるので、できるだけ女性の方に出てきていただきたいなと思い、色々発破をかけている。

この委員の選挙のときも立候補をどんどんやってくれということもお願いしているような状況なのであるが、そういう中で、今、言われた話は加工場を造って転用の申請をするときに、自分から言いにくいというのは農業委員会の性質ということではなく、自分の利害に関する話を持ち出して、自分が委員をやっているときに認められると、これは外から何か言われるのではないか、不公平なことをやられたのではないかということに心配されているのではないかと思う。

○秋山委員 そうであれば、例えば、そこに利害関係者でない客観的な判断ができる第三者のような方がその中にいて、その方の意見で、これは合理性があるのではないかと考えていただければ、わざわざやるべきことを遠慮してやらないということはできないと思う。

○奥原局長 それはおっしゃるとおりである。今のルールでも自分の案件については議決には参加しないことになっており、そのことを明確に世の中に言っていけば、それはそれで済むことになると思う。自分の農地だから転用してはいけないという話は基本的にはないので、お手盛りの決定がされなければいいだけで、公平にやればいい。

○秋山委員 本当におっしゃるとおりだと思うが、ただ、この件に限らず現実にはそれは別にできることになっているということが、実際の現場ではそうになっていないことがものすごくたくさんある。むしろ仕組み上はできるから、あとは現場でやればいいではないかという突き放した形では、なかなか改革は進んでいかないのではないか。特に農業を、国としても産業化、力を入れていこうという部分なので、むしろ促進させる方向で物事を組み立てていくことが今、本当に必要だと思う。

○奥原局長 今、提案されている農業委員会の特区みたいなものは、その起爆剤になるかと言うと、私はそのように思わない。むしろこの特区を作れば、基本的に農業委員会の今

の体系はおかしいと批判している感じになると思う。私も問題はあっていると思っており、農業委員会はもっと色々直していかなければいけないと思うが、こういう特区をやれば、各地で軋轢を生むだけで、前向きに構造改革を進めていこうというインセンティブには基本的にはなっていないだろうと思っている。

○秋山委員 では、逆にこれではなくて、どういうものだったらそれが進むかというのを、是非お知恵を拝借したい。

○奥原局長 私は農業については特区も使い、もっと前向きにしたいと考えている。例えば、今度の構造改革を進めるときに、一番大事なのは農業界と経済界がきちんと連携をして色々な取組をするということである。日本の自給率が下がってきたことも、農協が農産物を売るときに結局食品メーカーや外食産業のニーズに応えられる供給をしてこなかったことに起因している。結局そういうところは輸入品のほうが使いやすいので、置き換わってきたわけである。これは農協だけではなく、法人経営の農業者などもみんなそうなのだが、ここがきちんとメーカーなどと向き合って物を供給していく、あるいは生産コストを下げる取組も農業者と企業とが連携してやることが重要である。実はこういう動きは結構出てきている。自動車メーカーが改善の方式を使って、稲作農家がやっている作業体系を1年間全部チェックして、どこをやったらコストが下がるかという取組を今、始めている。むしろこういうものを農業界と経済界が連携して、色々モデル的な、先端的な農業のモデルを作っていく。コストダウンのモデル、あるいはITを使ったこういう新しいものをきちんと構築するための補助金や何かを特区にだけ付けるということとか、何か弾みが付くような特区は作りようがあると思っており、これは提案もさせていただきたい。

○八田座長 是非お願いしたい。望ましい将来像は、農地に関しても他の不動産と同じように、不動産業者が情報を集約して、そして、全国から工夫したい企業が入ってこられるようにすることだ。そうすれば、人に迷惑をかけない限り、その企業の人たちが地元の農家と共同してやっていけるようになる。もちろんゾーニングは必要で、都市計画でもゾーニングは都道府県レベルでやっている。それはある種の第三者であって、線引きだっただけでそういうことで変えているわけである。だけれども、今の選挙で選ばれたというものは、戦後の農地法の特殊な事情で生まれたものだから、そうでなくて、もう少し公的な機関でやる。その突破口にできないだろうか。

○奥原局長 選挙で選ばれているのに、公的でないという言い方もどうかと思う。国会議員の方が公的でないことになってしまう。

○八田座長 中立的なという意味だ。私有財産の処分に関して既得権保有者のみが判断できる制度になっていることが問題だ。元来客観的基準で評価すべきなのだから、それは第三者でやったらいいだろう。そういう方向に向かっていく第一歩になるような方向ではないだろうか。

○奥原局長 この特区をやれば、そういう方向に進むかと言うと、それはそうではないと思う。しかも組織の在り方そのものであり、特区だけ別の第三者委員会を作るとか、こう

いう話にはなかなかならないと思う。それをやるのだったら、本格的に農業委員会の在り方はどうするかという議論を正面からするしかないと思う。

○八田座長 それをまず実験的にやりましょうという話である。

○原委員 色々とお考えになられていることは理解したが、やはり農業委員会の役割であるとか組織について見直すべきという議論が永らくあり、これについての対応があまりに遅いということなのではないかと思う。これは八田座長もおっしゃられているので、先ほど課長がおっしゃられたアンケート調査を見ていたが、例えば、農業委員会の歴史的使命は終わっているといった指摘についてという回答で、農業者の方々の答えが、農業委員会を廃止すべきだというのが18%、農業委員会は必要だが役割は見直すべきだというのが47.1%で、一方で、農業委員会の役割は評価できるので今後とも引き続き重要ですよというのは27%、要するに評価されている人、このままでいいのではないかとされている方は大体4分の1で、半分をはるかに超える人たちが廃止すべきであるとか、大きく見直しをすべきだと考えられている。これは農業を直接やっていらっしゃる方々の意見であり、これは相当重大なことではないかと思う。

こういったものを踏まえて、これが平成25年2月に公表されてどう対応されていくのか。それから、このアンケート調査がどういうスケジュールでなされているのか分からないが、この調査時期を見ると、平成24年の1月から2月になされて、集計されるのに1年かかられたのか。そういうところを一つ見ても、色々に対応が大変遅いのではないか。

○渡邊課長 これは調査主体が結構あったので、1年近く集計に時間がかかったということである。

今の原委員の話だが、農業者の方々からも一定程度、農業委員会は必要だけれども、果たすべき役割は見直すべきだというのが47.1%出ているというのは、確かに事実である。その見直しの仕方として先ほど御紹介したように、では、委員はどうやって見直しますかと聞いたら、オブザーバーみたいな格好でやるのがいいというふうに出ている。

あと、先ほど来の話で、ものすごく農業委員会が恣意的な判断ばかりをしているかのようなイメージが出ているが、まず、農業委員は先ほど来、出ているように選挙で選ばれており、農業委員会というのは市町村の機関である。だから、市町村という公共機関の判断が偏った人の意見で左右されているようなことは、各市町村に対して失礼な言い方ではないかと思う。普通の民間団体ではなくて、市町村という公共機関がやっている。

○工藤委員 私も農地を相続し、ここに書かれてしまっているような農業をしない東京に住んでいる人間がどうしようという局面に陥ったことがあったのだけれども、義理のおばが亡くなる前に、農業委員会に遺言のごとくお願い事を伝えておいたおかげで色々なことが済んだ。つまり、人間関係が支えてくれる部分もあったりして、それは農業だってみんな支え合っている。良い面もあるが、悪い面もあって、だから、杓子定規にしろと言っても、やはりみんなで汗水たらしている世界だから、そういうネットワークとしての良い意味の寄合的な雰囲気はある。

しかし、片方では、兼業農家になっていて、私は建築のほうで言うと、それを転用して何か建てる時の組合のほうから許可を取らなければいけないという立場になると、今度は皆さん兼業しているから、集まらない。地域差がすごくある。

だから、ひとえにこうすれば全部にカンフル剤が効くというものでもなくて、やはり大規模農家が集まっているところで集約させていくシステムが効くけれども、もっと個割になっているところはなかなかそうはいかない。ましてや宅地に転用しているところがいっぱい入り込んでいるところはとても難しい。かなり複雑化していると思うので、そういった意味で何か一つ明るい未来も提示しなければいけないから、全ては否定が、いくつか整理されて、一緒にはできない組織をもう少し色々な種類に分けることも一つ策ではないかと聞いていて思ったが、いかがか。

○奥原局長 農業委員会について在り方をまじめに考えなければいけないのはそのとおりである。先ほどのアンケート調査の結果を見ても、今が一番いいと思っているわけではない。我々もそこについて考えていかなければいけないが、特区というやり方では私はなかなかうまく行かないと思う。それは抜本的にきちんと議論しなければいけないし、まずは、我々が農地の集積とか集約化をきちんとやる。これをまず最初に、臨時国会に法律も出して実行したいと思っており、これとの関係で他のものを順次動かしていくということだと思ふ。

○八田座長 農業委員会について色々将来のビジョンもお持ちだろう。また、今の議論に出ていたように場所によって色んな長所、短所がある。

したがって、ある特別なところでこういう改善をしたらいいだろうという知恵を出していただきたい。規制改革会議もずっと中立委員を増やしたらどうかと提言してきたという経緯もある。地元が、中立者はオブザーバーにしろと言っても、それはそれで政策としては委員として入れたほうがいいというところもあると思う。そういうようなところについて色々工夫をして、一歩前に進める方法として特区を活用できる方法をお考えいただきたいと思う。

○奥原局長 特区の使い方は我々も色々提案させていただければと思う。

○八田座長 是非よろしくお願ひしたい。